

<資格制度>

(1) 業務独占資格制度

事項名	措置内容	実施予定時期		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
業務独占範囲の見直し、相互乗り入れ (見直しの基準・視点) (法務省、経済産業省) <法務ア aの再掲>	a 隣接法律専門職種のうち、司法書士(簡易裁判所での訴訟代理権)及び弁理士(特許権等の侵害訴訟での代理権)については、早急に所要の権限を付与するための措置を講ずる。 (第154回国会に関係法案提出)	法案提出	法案成立後公布	司法書士について措置(4月施行予定)
(財務省) <法務ア bの再掲>	b 税理士については、その業務として、裁判所において補佐人として訴訟代理人とともに出頭し、陳述をすることができる制度を創設する。 【税理士法の一部を改正する法律(平成13年法律第38号)及び平成13年財務省令第58号】	法案成立、公布	措置(4月施行予定)	
明確で合理的な理由のない受験資格要件の廃止 (見直しの基準・視点) (財務省)	a 税理士試験について、職歴による受験資格要件である業務従事年数を職務の種類に応じて3年から10年までとする現行制度から、一律に最も短い3年に短縮するとともに、専門学校卒業者を短大卒業者に相当する取扱いとして受験資格を認める。 【税理士法の一部を改正する法律(平成13年法律第38号)及び平成13年財務省令第58号】	法案成立、公布	措置(4月施行予定)	

事項名	措置内容	実施予定時期		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
<p>障害等を理由とする欠格事由の見直し (見直しの基準・視点) (厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省) <福祉ウの一部再掲></p>	<p>a 障害を欠格事由として資格を取得できないとしている制度については、「障害者に係る欠格条項の見直しについて」(平成11年8月9日障害者施策推進本部決定)に基づき、欠格条項を見直し、所要の措置を講ずる。</p> <p>【厚生労働省関係の資格については、障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法等の一部を改正する法律(平成13年法律第87号)にて措置済み】</p> <p>【国土交通省関係の資格(動力車操縦者、海技従事者、水先人、航空機に乗り組んでその運行を行う者)については、動力車操縦者運転免許に関する省令の一部を改正する省令(平成13年国土交通省令第152号)水先法施行規則及び船舶職員法施行規則の一部を改正する省令(平成13年国土交通省令第137号)及び航空法施行規則の一部を改正する省令(平成13年国土交通省令第118号)にて措置済み】</p> <p>(環境省関係の資格については、狩猟免許について第154回国会に關係法案提出)</p> <p>(その他、通訳案内業、地域伝統芸能等通訳案内業、家畜人工授精師、獣医師については、障害を欠格事由とする免許制度等を有する国土交通省、農林水産省等関係省庁が所管する法律を一括し、第154回国会に障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案を提出)</p>	<p>一部措置済</p>	<p>平成14年度までに所要の措置</p>	
		<p>法案提出</p>	<p>法案成立後公布、措置(公布後1年以内に施行予定)</p>	
		<p>法案提出</p>	<p>法案成立後公布、措置(公布後2ヶ月以内に施行予定)</p>	
<p>受験資格及び資格取得に係る特例認定基準の</p>	<p>b 公証人及び司法書士の任命基準及び試験免除に係る行政事務経験の内容について精査し、具体化・明文化を図る。</p> <p>また、税理士について、学位取得等による試</p>	<p>措置済</p>		
		<p>法案成</p>	<p>措置(4</p>	

事項名	措置内容	実施予定時期		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
<p>明文化・公表 (見直しの基準・視点) (法務省、財務省)</p>	<p>験科目の免除制度について見直しを行う。 【税理士法の一部を改正する法律(平成13年法律第38号)、税理士法施行令の一部を改正する政令(平成13年政令第330号)及び平成13年財務省令第58号】</p>	立、公布	月施行予定)	
<p>報酬規定の在り方見直し (見直しの基準・視点) (金融庁、法務省、司法制度改革推進本部、財務省、厚生労働省)</p>	<p>【税理士については、税理士法の一部を改正する法律(平成13年法律第38号)、税理士法施行令の一部を改正する政令(平成13年政令第330号)及び平成13年財務省令第58号】</p>	法案成立、公布	措置(4月施行予定)	
<p>法人制度の検討 (見直しの基準・視点) (総務省、法務省、財務省、厚生労働省)</p>	<p>【弁護士については、弁護士法の一部を改正する法律(平成13年法律第41号)】 【税理士については、税理士法の一部を改正する法律(平成13年法律第38号)、税理士法施行令の一部を改正する政令(平成13年政令第330号)及び平成13年財務省令第58号】</p>	法案成立、公布	措置(4月施行予定)	

(2) 必置資格等

事項名	措置内容	実施予定時期		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
実務経験要件の見直し (見直しの基準・視点) (農林水産省)	(危険物取扱者) d 次の資格に係る要件又は受験(受講)資格としての実務経験、実務補習、年齢等について、見直しを行う。 農業協同組合監査士、森林組合監査士、水産業協同組合監査士、飼料製造管理者 【飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成13年農林水産省令第59号) 平成14年農林水産大臣承認】	一部措置済(4月施行)	措置(4月施行予定)	
受験(受講)資格としての学歴 (見直しの基準・視点) (農林水産省)	次の資格に係る学歴要件について、見直しを行う。 農業協同組合監査士、森林組合監査士、水産業協同組合監査士 【平成14年農林水産大臣承認】	結論	措置(4月施行予定)	